

国家戦略特区の規制の特例措置
に関する検討状況

(下村臨時議員提出資料)

平成 26 年 3 月 28 日

公設民営学校の検討状況

○文部科学省内に設置した西川文部科学副大臣を主査とする「国家戦略特区提案（公立学校運営の民間への開放）具体化検討チーム」において、検討中。

○大阪市の検討状況

- ・ 公設民営学校への参入を希望する事業者を把握するため、昨年10月に市場調査を実施。
- ・ その後、財政面での実現可能性や実際に受託主体になり得るかといった実行性等を確認するため、追加調査を実施。
- ・ 調査結果を踏まえ、現在、大阪市において具体の提案内容を検討中であり、今後、文部科学省に提案される予定。

○大阪市の提案を踏まえ、今後とも大阪市と緊密な連携を図りながら、公設民営学校の具体的制度設計について、さらに検討を進める。

※国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

附則第2条第4項

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「医学部の新設に関する検討」の今後の方向性

※国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（抜粋）

平成 25 年 10 月 18 日 日本経済再生本部決定

◇医学部の新設に関する検討

- 医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。

（東北地方における医学部の新設との関係）

- 国家戦略特区における医学部の新設と東北地方における医学部の新設は、それぞれ目的の異なるものであるが、同時に進めた場合には、地域医療や、東北地方の医学部の新設に必要となる教員・医師の確保に、影響が及ぶ可能性がある。
- このため、国家戦略特区における医学部の新設については、東北地方における医学部の新設の動向に配慮し、検討を行う。

（国家戦略特区の趣旨と求められる医学部像）

- 一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部等とは次元の異なる、例えば、以下のような点に際立った特徴を有する大学とすることが必要。

例 1：医療分野の研究者養成

卒業生の多数が大学・研究機関等において、世界トップレベルの研究者となることを目指す。

例 2：海外（新興諸国等）で活躍する医師の養成

卒業生の多数が、日本の医療を国際展開し、新興諸国等の医療の発展に寄与する人材となることを目指す。

（社会保障制度への影響）

- 上記のようなものであれば、既存の医学部等とは次元の異なる革新的な取組となるが、養成された医師が、当初の目的に反して一般の臨床医として勤務するようであれば、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあり、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整することが必要。こうしたことを踏まえ、仮に医学部を新設するとしても 1 校とし、十分な検証が必要。

（今後の検討事項）

- 上記の人材養成機関としての目的・役割、教育・研究の内容、体制等の在り方、大学としての自律的な運営が可能かどうか等の実現可能性について、地域医療への影響等にも配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、引き続き検討を行う。